

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	北米地域外交				番号	②			
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載出来ない。					
予算科目						予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項	他に記載のある 個別票の番号	3年度 当初予算額		4年度 概算要求額	
	政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	地域別外交費		北米地域外交に必要な経費		229,629	
一般		在外公館	地域別外交費	北米地域外交に必要な経費		337,950		349,602	
	小 計				一般会計	567,579		598,665	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計				
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
合 計					一般会計	567,579		598,665	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数

(千円)

施策 I - 2 北米地域外交（モニタリング）

令和3年度事前分析表（モニタリング）

（外務省3-I-2）

施策名（※）	北米地域外交				
施策目標	1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。 （1）日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 （2）日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。 （3）日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。 2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。 （1）日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 （2）日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。				
目標設定の考え方・根拠	日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域、さらには国際社会の平和と繁栄の基盤である。米国とは、国際社会の諸課題への対応につき緊密に連携しており、日米同盟はかつてないほど盤石であるが、厳しさを増す地域情勢の中で、幅広い分野において日米同盟をより一層強化し、また日米両国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の連携を一層強化することは必要不可欠である。 日加両国は基本的人権、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有するのみならず、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンを共有する同地域の重要な戦略的パートナー及びG7のメンバーであり、またその関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日加両国が、世界が直面する諸課題についてより効果的に対処することができるよう、二国間の戦略的パートナーシップを一層深化させることは極めて重要である。 ・第204回国会施政方針演説（令和3年1月18日） ・第204回国会外交演説（令和3年1月18日）				
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算の状況	当初予算(a)	678	685	652	568
(百万円)	補正予算(b)	0	0	0	/
繰越し等(c)	繰越し等(c)	0	△14	0	/
(百万円)	合計(a+b+c)	678	671	652	/
(百万円)	執行額(百万円)	544	532	419	/
同（分担金・拠出金）	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算の状況	当初予算(a)	-	-	0	0
(百万円)	補正予算(b)	-	-	0	/
繰越し等(c)	繰越し等(c)	-	-	0	/
(百万円)	合計(a+b+c)	-	-	0	/
(百万円)	執行額(百万円)	-	-	0	/
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	北米局	政策評価実施 予定時期	令和4年8月

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

- 1 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。
- 2 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第204回国会施政方針演説(令和3年1月18日)
六 外交・安全保障
- ・第204回国会外交演説(令和3年1月18日)

測定指標 1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *

中期目標(一年度)

我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。
カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。

令和2年度目標

- 1 日米間の協力関係の進展
日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題を含む地域及び国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。
- 2 日加間の協力関係の進展
日加間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献していく。特に、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下、「瀬取り」対策協力やTPP11の着実な実施・拡大に向けた協力等、安全保障・経済の両面で関係を強化していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 日米間の協力関係の進展
日米は首脳間で4回(全て電話会談)、外相間で6回(うち電話会談が4回)会談を行うなど、新型コロナにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においても、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行った。
特に、8月の安倍総理大臣とトランプ大統領の電話会談や、9月の菅総理大臣とトランプ大統領の電話会談、11月の菅総理大臣とバイデン次期大統領の電話会談など、日米両国の政権の節目の時期にあっても、北朝鮮への対応を始めとする地域及び国際社会の諸課題の解決や「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向け、緊密に連携して対応している。
関係構築が特に重要な米政権移行直後においては、令和3年1月20日にバイデン大統領が就任すると、27日に茂木外務大臣とブリンケン国務長官が、28日に菅総理大臣とバイデン大統領が、それぞれバイデン政権発足後初めての電話会談を行った。日米首脳電話会談では、日米同盟を一層強化すべく、日米で緊密に連携していくことで一致した。バイデン大統領からは、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが表明された。また、両首脳は、米国のインド太平洋地域におけるプレゼンスの強化が重要であること及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携するとともに、地域の諸課題にも共に取り組んでいくことで一致した。日米外相電話会談では、日米同盟の更なる強化に取り組むことを確認するとともに、中国や朝鮮、韓国などの地域情勢や「自由で開かれたインド太平洋」の重要性についても意見交換を行った。また、引き続き、地域や国際社会が直面する諸課題について、日本や日米豪印などの同志国間で緊密に連携していくことで一致した。
令和3年3月16日には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官が就任後初の外遊先として日本を訪問し、バイデン政権発足後初となる日米「2+2」を開催したほか、初の日米外相会談を行った。会談では、日米同盟の更なる強化について一致したほか、中国、北朝鮮、韓国、ミャンマーやイラン等の地域情勢や、コロナ対策や気候変動問題といった国際社会共通の課題についても意見交換を行い、各分野での日米間の緊密な連携を確認した。
- 2 日加間の協力関係の進展
新型コロナの感染拡大を受け、対面での会談は実現できなかったが、首脳間では3回の電話会談

を通じて日加間で緊密に意見交換を行ったほか、外相間でも人権をめぐる連携を推進した。

特に、9月の菅総理大臣就任直後に行われた日加首脳電話会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を改めて確認するとともに、菅総理大臣から、拉致問題の解決に向けて引き続き支持と協力を求めたのに対し、トルドー首相から支持の表明があった。そのほか、中国を含む地域情勢についても意見交換を行った。

「瀬取り」対策協力については、10月以降、コロナ禍の中でも、東シナ海を含む我が国周辺海域においてカナダ軍の航空機及び艦船が派遣されるなど、日加の連携が進展した。

人権分野では、令和3年2月、ガルノー外相主催により「二国間関係における恣意的拘束の利用に反対する宣言」の対外発表行事が行われ、茂木外務大臣はビデオ・メッセージを通じて出席し、同宣言を支持した。

令和3年度目標

1 日米間の協力関係の進展

日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題や東シナ海・南シナ海を含む地域の諸課題、及び新型コロナや気候変動等の国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。

新型コロナによる往来の制約がある中、対面での会談を追求しつつも、電話会談・テレビ会議を通じ、緊密に意思疎通を図っていく。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く中でも、時宜を捉えながら、電話会談を含め、首脳間、外相間等の様々なレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持していく。特に、「瀬取り」対策協力を含めた法の支配における協力を強化するなど、「自由で開かれたインド太平洋」の下での日加協力を具体化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

米国は我が国にとって唯一の同盟国であり、カナダは価値を共有するG7の重要なパートナーである。米加それぞれとの間の協力の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

北朝鮮問題など地域と国際社会の平和と繁栄に貢献するためには、米国及びカナダと緊密に連携することは不可欠であるため、上記目標を設定した。

測定指標1-2 日米・日加間の相互理解の進展

中期目標（--年度）

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

令和2年度目標

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

目標2及び3については、下記のとおり。その他目標については、新型コロナウイルス感染拡大により事業が実施できなかった。

2 日本人学生等のインターンシップ支援事業

日米双方において高い発信力を有する有識者を育成するため、研究者1名を米国に派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を

図るとともに、親日派・知日派を発掘し、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に事業を実施した。往来を伴う招へい・派遣は実現しなかったものの、事業実施期間を令和3年9月まで延長した上で、令和3年2月以降、将来的な招へい・派遣を見据えたプレプログラム（ウェブ会議システム等を使用したオンラインでの意見交換やウェビナー等）を実施し、令和3年3月までに166名が参加した。

令和3年度目標

国境を越えた往来を伴う事業については、新型コロナウイルス感染拡大の収束度合いに応じて実施できる限り実施することとし、内容や状況によってはオンラインによる実施も念頭に、以下を実施する。

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米・日加両国間における重層的な交流による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、民間有識者、米国の政策の決定に参画する又は影響力を有する各界の人物、草の根レベル等を含めた両国間の交流の測定は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、交流を通じて日米日加関係を重層的に強化していくためには、年齢や職業について幅広いプログラムを用意する必要性が高いため、上記目標を設定した。

測定指標 1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

(注)副大統領を含む。	中期目標値	令和2年度		令和3年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	30	9	20

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議・政策調整をハイレベルで維持することが施策推進のために重要であり、日米二国間会談数は、日米政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており、その測定は有益であると考えられるため。

会談数は、国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが、これまでの実績数等や新型コロナによる制約も加味しつつ、目標値を設定した。

測定指標 1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

	中期目標値	令和2年度		令和3年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	7	3	5

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日加政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議・政策調整を維持することが重要であり、日加二国間会談数は、日加政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており、その測定は一定程度有益であるため。

会談数は、国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが、これまでの実績等を踏まえつつ、目標値を設定した。

測定指標 1-5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答し

た割合)				
(出典:「米国における対日世論調査」(ハリス社))	中期目標値	令和2年度		令和3年度
	令和4年度	年度目標値	実績値	年度目標値
①一般の部				
②有識者の部				
(注)「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	①86%	①84%	①70%	①85%
	②91%	②89%	②96%	②95%
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
<p>米国における対日世論調査の結果は、米国内の幅広い層における日米間の相互理解の程度を適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>米国における対日世論は、米国の内政状況や各年の日米間の行事に左右される面があるが、近年の調査結果も踏まえ、目標値を設定した。</p>				

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要(注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①北米諸国との政治分野での協力推進 (*)	1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 日米、日加政府間(首脳、外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 こうした取組による日米・日加両政府間の協力関係の進展は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の強化及び日加関係の推進に寄与する。				1-1 1-3 1-4
	2 日米・日加間の相互理解の進展 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。 こうした取組による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流・対話を重層的に強化し、施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-2 1-5
	65 (56)	72 (51)	71 (35)	74	0017
②日本人学生のインターンシップ支援及び日本人研究者育成支援事業 (平成27年度)	本事業実施の背景には、平成26年4月のオバマ米大統領国賓訪日の際に、日米両首脳間の共同声明において、インターンシップの機会を通じて職業上の能力を向上させられるような新しい二国間交流プログラムを創設する意図の表明及び日本の研究者への支援への言及がなされたことがある。インターンシップについては、米国に学生を派遣することにより、同国において人脈を構築し、今後日米関係で主導的役割を果たす人材を育成し、また、研究者支援については、米国シンクタンク等に若手研究者を派遣することにより、米国の学術活動についての見識を深め、現地でアカデミアを中心とした人脈を形成し、将来日米双方において発信力の高い有識者を育成する。 上記事業の実施は、重層的な日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。				1-2 1-5
	45 (36)	38 (31)	36 (11)	33	0018
③米国における我が国応援団発掘	米国議会において日本の「応援団」を増やしていく観点から、平成26年に組織された米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めている、もしくは深める意思のある米国議員等の活動を在米国大使館及び総領事館が支援する。ま				1-1 1-2 1-5

育成事業 (平成 27 年 度)	た、日米安全保障条約に基づき駐留した在日米軍経験者は、親日家・知日家として、我が国の「応援団」となり得るとともに、各界指導者層含め一定の影響力を持ち得ることから、これら全米各地における潜在的な「応援団」を育成する観点から、在日米軍関係者との視野の広い関係強化を図る。 上記事業の実施は、日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。				
	118 (81)	105 (96)	89 (54)	84	0019
④親日派・ 知日派予備 軍育成のため の在日米軍 子女への 日本語補習 教育事業 (平成 30 年度)	日本語の補習授業受講の関心が高い在日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習教育を提供する。 在日米軍子女に日本語の補習を施すことにより、日本語能力を高め、同子女が米国帰国後も日本語学習を継続していくことで、日本語を通じて日本に好意的な親日派・知日派を育成し、帰国後の米国各地での対日理解者の増加に寄与する。				1-2 1-5
	21 (11)	20 (9)	21 (2)	18	0020

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

1 米国

- (1) 日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話等を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。
- (2) 個別経済問題に対処する。

2 カナダ

- (1) 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。
- (2) 日加次官級経済協議、各種対話、民間対話等を通じて、貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）
六 外交・安全保障（多国間主義）
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）

測定指標 2-1 米国との経済分野での協調の深化 *

中期目標（一年度）

- 1 日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の誠実な履行を通じて、日米経済関係を安定的に発展させていく。また、地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し、地域、ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていくため、日米首脳会談や日米外相会談を始めとしてあらゆるレベルにおいて議論を進める。
- 2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組み、重層的な日米関係を更に発展させる。

令和 2 年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の発効を受け、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー及びデジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談、日米外相会談を始めとしたあらゆるレベルにおける議論を進める。
- 2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 日米経済関係・「自由で開かれたインド太平洋」促進のための取組

(1) 日米経済関係

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える 3 要素の一つである。昨年度発効した日米貿易協定によって、世界の GDP の約 3 割を占める日米両国の二国間貿易を強力、安定的かつ互恵的な形で拡大している。令和 3 年 3 月には茂木外務大臣が新たに就任したタイ米商代表との電話会談を行い、経済・通商分野で緊密に連携していくことを確認した。

(2) 「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に向けた協力

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力については、日米経済対話の 3 つの柱のうち、「分野別協力」の中に位置づけられ、インフラ、エネルギー及びデジタルの各分野において、日米間の様々なレベルで議論が進められてきた。

エネルギーの分野では、令和 2 年には日米戦略エネルギーパートナーシップ (JUSEP) 会合を計 2 回開催し、各地域における具体的なプロジェクトを議論した。産業界の参加を促すため、4 月には

日米政府による産業界向けオンライン説明会を開催し、産業界が利用可能な日米政府及び政府機関による政策金融支援に加え、JUSEP の枠組みの下でインド太平洋地域において現在進行中の日米協力の具体例について紹介を行った。また、9月には、日米メコン電力パートナーシップ (JUMPP) の立ち上げから1周年の機会に、JUMPP に関する日米共同閣僚声明を発表し、メコン域内の電力インフラ連結性を一層加速させるための機会の特定、民間投資の促進、国境を越えた電力取引増大のためのパートナー間での能力構築及び技術支援の拡大などを決定した。

デジタル分野においても、9月に第5回日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ (JUSDEP) 作業部会を開催するなどデジタル分野における日米協力の具体化に向け、スマートシティ、5G、光海底ケーブルなどの重要分野について重点的に議論し、案件形成を進めている。

2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

日米経済関係に焦点を当てたセミナー、レセプションなどの各種イベントや情報発信などの案件を実施した。新型コロナの感染拡大以降は対面形式のイベント実施が困難となり地方キャラバンなどの対面形式でのモデルプロジェクトの中には中止を余儀なくされた事業も存在する一方で、オンラインで実施するなど新型コロナウイルス対策を行った新たな形態での事業実施を各公館が追求した。具体的には、オンライン形式のイベントや動画配信による日本産食品のプロモーションや日本文化の発信、日米経済関係をテーマとしたウェビナーの開催など、場所の制約がないオンライン開催のメリットをいかした効果的な取組がコロナ禍においても各省庁・機関の協力体制の下で実施された。

令和3年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定を着実に実施し、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー及びデジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談及び日米外相会談を始めとするあらゆるレベルにおける議論を進める。
- 2 バイデン政権と様々な分野で協力を進めるべく、あらゆるレベルにおける議論を進める。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、バイデン新政権発足に伴う新たな米国の関心を踏まえ、新型コロナウイルス対策の状況を注視しながら、対面とオンラインを織り交ぜたイベントや、日本産食品のPRを目的とする動画発信等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

世界経済の情勢変化が進む中、我が国及び米国を取り巻く国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ、日米それぞれの取組が我が国の経済成長、ひいては世界経済の成長そして日米同盟の強化につながるよう対米国経済政策を強化していく必要がある。

バイデン新政権の下で日米同盟を強化すべく、二国間貿易の安定的な発展や、様々な分野における二国間協力に向けた両国間の対話を引き続き行うことは極めて重要である。

また、これまで地域レベルでの多くの取組が日米関係の深化に貢献してきたことから、連邦議会及び政府関係者等の要路のみならず、米国の一般国民にも行き届く草の根レベルでの取組を打ち出していくことは重要であり、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に様々な取組を米国各地で引き続き実施していくことで、更なる日米関係の飛躍につながる。

測定指標 2-2 カナダとの経済分野での協調の深化

中期目標（一年度）

TPP11も活用し、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの経済分野での強化も念頭に置きつつ、21世紀型の自由で公正な共通ルールを世界に広げていく動きを主導していく。また、イノベーション分野等新しい協力分野も視野に入れつつ、二国間経済関係を更に拡大・深化させる。

令和2年度目標

- 1 WTOを含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力及び「自由で開

かれたインド太平洋」ビジョンの下での戦略的パートナーシップの強化をあらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。

- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点5分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。また、TPP11の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー・環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナによる渡航制限の影響を受け、対面での会談の機会は大幅に減少したものの、事務レベルにおいては、第30回日・カナダ次官級経済協議（JEC）（12月）や本協議に先立つ課長級の協議である協力作業部会（CWG）（11月）等をオンラインで開催、それらの機会に、自由貿易体制の維持・強化の重要性を確認し、また、日加間の戦略的パートナーシップ及び法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋地域という両国の共通ビジョンが重要であるとの確認を行った。
- 2 12月に開催されたJECにおいては、日本側は鈴木外務審議官が共同議長を務め、カナダ側はハナフォード・グローバル連携省国際貿易次官が、共同議長代理を務めた。JECにおいては、新型コロナによる経済的な影響を乗り越えるための二国間協力の重要性、WTO改革やTPP11の更なる活用と拡大を含め、最近の国際経済情勢のほか、5つの優先協力分野（①エネルギー、②インフラ、③科学技術協力、④観光・青年交流、及び⑤ビジネス環境の改善・投資促進）、新型コロナによってもたらされた障害の克服に向けた両国による協力に関して議論し、共同報道発表を発出した。また、CWGにおいては、同作業部会の付託事項が作成され、政府関係者間の定期的な対話の機会が確保されることとなった。
- 3 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が7月に発効したことを受け、日本企業よりこれまで出されてきている要望事項等を踏まえ、JEC及びCWGを含む様々な機会にカナダ側に働き掛けを行ってきた。また、新型コロナを受けての渡航制限により、日系企業関係者に対する査証発給等の手続きが滞っている状況を踏まえ、各種働き掛けをおこない、円滑な渡航のための支援を行うことを通じ、ビジネス環境の向上に努めた。

令和3年度目標

- 1 WTOを含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力、新型コロナによる影響を受けた分野のいち早い復旧のための協力及び「自由で開かれたインド太平洋」ビジョン実現に向けた更なる戦略的パートナーシップの強化を、定期的な開催が確保されることとなったCWGを含め、あらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点5分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化するとともに、日系企業によるカナダにおける新規投資案件及び、それらによる募金活動、個人防護具の寄贈等による貢献を強調し強固な日加経済関係のアピールを引き続き行う。また、TPP11の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー、労働、環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供、さらには、新型コロナを受けての渡航制限に対しカナダ入国の手続きの面での支援要請等を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際経済環境に不確実性が増す中、日加両国が、自由貿易体制の旗手として、自由貿易の重要性を各国に働き掛けていくことが極めて重要である。

カナダは、我が国にとって長きにわたる政治・経済面での重要なパートナーであり、新型コロナによるパンデミックからの回復に向け協力関係にあり、今後も、エネルギーの安定的供給の確保及び「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの経済分野での強化も念頭に置きつつ、首脳・閣僚間の協議、次官級経済協議、民間団体交流等の実施を通じ、幅広い分野での日加経済関係の深化を図る必要がある。これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

加えて、日加はTPP11協定参加国のうち経済規模で第一位と第二位を占め、TPP11協定は日加間で初の経済連携協定であるところ、更なる二国間経済関係の強化及びTPP11の拡大・深化のための連携

をしていくことが重要である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
①北米諸国 との経済分 野での協力 推進 (平成 14 年度)	1 米国との経済分野での協調の深化 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。また、個別経済問題に対処する。 こうした取組により、日米関係を強化・発展させることは、施策目標の達成に寄与する。				2-1
	2 カナダとの経済分野での協調の深化 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化するとともに、科学技術、エネルギー等分野で各種対話・協議を通じた日加経済関係の進展に努める。また、日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。 こうした取組により、二国間関係の更なる活性化と深化を実現することは、施策目標の達成に寄与する。				2-2
	38 (32)	39 (38)	37 (22)	24	0021
②グラスルーツからの 日米経済強 化プロジェ クト (平成 30 年度)	「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、米国の地方を回って日本企業の現地経済への貢献や日本文化を紹介する「地方キャラバン」等を実施し、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組む。 こうした取組により、日米関係を更に発展させる。				2-1
	320 (257)	317 (218)	289 (222)	239	0022

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

- 1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
- 2 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
- 3 日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 204 回国会施政方針演説(令和 3 年 1 月 18 日)
- ・ 第 204 回国会外交演説(令和 3 年 1 月 18 日)

測定指標 3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *

中期目標（--年度）

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

令和 2 年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。令和 2 年は現行の日米安全保障条約の署名・発効から 60 年を迎える節目の年であり、日米同盟は史上かつてなく強固なものとなっている。日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

- 1 平成 27 年 4 月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において公表した日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。バイデン政権発足後わずか 2 ヶ月足らずの令和 3 年 3 月には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がバイデン政権下の閣僚による最初の外国訪問先として日本を訪問し、茂木外務大臣及び岸防衛大臣との間で「2+2」が開催された。4 閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たにした。また 4 閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより一層深めることで一致した。さらに、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強調した。また、4 閣僚は、尖閣諸島に対する日米安保条約第 5 条の適用を再確認するとともに、同諸島に対する日本の施政を損なおうとする一方的な行動に引き続き反対することを確認した。4 閣僚は、同盟の強化に向けた具体的な作業を進めることを担当部局に指示し、その成果を確認するべく、年内に「2+2」を改めて開催することで一致した。
- 2 (1) 弾道ミサイル防衛については、日本は、平成 18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3 ブロック IIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、弾道ミサイル防衛（BMD）システムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。平成 29 年に導入を閣議決定した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）は、6 月、防衛省からその配備プロセスの停止が発表された。その後の政府内での検討の結果、12 月、イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦 2 隻を整備することなどを閣議決定した。

(2) サイバーについては、日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、令和元年10月に開催された第7回日米サイバー対話などのフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際社会における協力、能力構築支援など、サイバーに関する協力を引き続き行った。

(3) 宇宙については、日米両国は、8月の宇宙に関する包括的日米対話第7回会合などにおいて、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視(SSA)情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード(人工衛星へのミッション機器の相乗り)協力の具体的検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。なお、12月、日米両政府は、令和5年度を目途に運用開始予定の日本の準天頂衛星システム「みちびき」の6号機及び7号機への米国の宇宙状況監視(SSA)センサーの搭載を含むホステッド・ペイロード協力に関する書簡の交換を行った。

(4) 多数国間協力については、日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。10月には第2回日米豪印外相会合が行われ、4か国は、ポスト・コロナの世界を見据え、ますます重要性が増している「自由で開かれたインド太平洋」を具体的に推進していくため、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害援助、教育・人材育成を始め様々な分野で実践的な協力を進めていくとともに、同ビジョンの実現に向け、より多くの国々へ連携を広げていくことの重要性を共有した。

(5) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、日米両国は、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行っている。

(6) 海洋安全保障については、日米両国は、東アジア首脳会議(EAS)やASEAN地域フォーラム(ARF)などの場で、海洋をめぐる問題を国連海洋法条約に反映された国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えた。平成27年4月に公表したガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしており、新型コロナウイルス流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、さらには、日米豪印共同訓練(マラバル)や環太平洋合同演習(RIMPAC)などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとの連携を強化した。

3 日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日本は、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、日米地位協定で定められた範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の賃料、提供施設の整備(FIP)費などを負担している。このほか、特別協定を締結し、駐留軍など労働者の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

当該協定が令和3年3月末に失効することを踏まえ、令和3年2月、日米両政府は、在日米軍駐留経費負担に係る現行特別協定を1年間延長することに合意し、また、令和4年4月1日以降の新たな特別協定の合意に向けて、交渉を継続していくことを確認した。

令和3年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン(日米防衛協力のための指針)及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛(BMD)、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断(クロス・ドメイン)作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中、我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに、米国との安全保障面での協力を進展させることで、我が国の安全のみならず、地域の平和と安定に寄与することが必要である。そして、弾道ミサイル防衛(BMD)、サイバー、宇宙、海洋安全保障等の幅広い分野で日米安全保障協力を強化するための施策の実績を評価することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、日米安保体制を強化していくためには、ガイドライン及び平和安全法制の下、多層的な取組

を通して安全保障・防衛協力を促進し、日米が共有する安全保障上の利益を増進し、我が国の安全を確保するとともに、国際の平和と安全に積極的に寄与することが重要である。

測定指標 3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *

中期目標（一年度）

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

令和2年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に進めることについては、日米首脳電話会談、日米外相会談を始め、累次の機会に日米間で確認した。在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転（2020年代後半に開始）や平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについて着実に計画を実施した。平成29年12月に北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）の引渡しが行われて以降も、統合計画に基づいて各種返還案件が進められ、日米間で引き続き緊密に連携した。
- 2 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、平成30年4月の日米首脳会談や令和3年3月の「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認してきている。また、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、平成27年の環境補足協定や、平成29年の軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払った。例えば、4月に普天間飛行場で有機フッ素化合物の一種であるPFOS含有泡消火剤の大規模な漏出事故が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りを計5回にわたり行い、水及び土壌のサンプリングを行いその結果を公表した。また、在日米軍関係者においても令和2年3月以降新型コロナウイルスの感染事案が発生した。これに対し、7月に日本政府と在日米軍による在日米軍の感染対策に係る共同プレスリリースを発表するなど、日本における感染拡大の防止に向けて日米間で緊密に連携した。

令和3年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在日米軍の安定的な駐留は、我が国の安全を確保し、また、極東における国際の平和と安全の維持にとって不可欠であり、そのための施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の再編に関する合意を着実に実施することや日米地位協定に関連する取組を進めることにより、在日米軍の活動が周辺の住民に与える影響をできる限り小さくし、在日米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。

参考指標：米国における対日世論調査の結果（日米安保条約を維持すべきとの回答の割合）

(出典：「米国における対日世論調査」(ハリス社) ①一般の部 ②有識者の部 (注)「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界及び宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	実績値	
	令和元年度	令和2年度
	①73% ②93%	①70% ②88%

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要(注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①米国との安全保障分野での協力推進 (昭和33年度)	日米安保体制の堅持は我が国安全保障政策の重要な柱の一つであり、この運用のため、米国の軍事防衛関係情勢に関する情報収集・調査・分析を行うほか、米国政府との協議、在日米軍を抱える地方公共団体との連絡・調整等の施策を行う。 こうした取組により、日米安保体制を円滑かつ効果的に運用することは、施策目標の達成に寄与する。				3-1 3-2
	92 (92)	111 (105)	118 (82)	118	0023

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。